

介護生産性向上推進事業補助金（福井県 ICT 導入支援事業補助金）交付要領

（通則）

第1条

介護生産性向上推進事業補助金（福井県 ICT 導入支援事業補助金）（以下、「補助金」という。）は、地域医療介護総合確保基金および介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業を活用し、県内介護保険事業者が ICT 機器等を導入等するための経費について、その一部を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については「福井県補助金等交付規則」（昭和46年4月1日福井県規則20号）および「福井県健康福祉部長寿福祉課所管補助金等交付要綱」の規定によるほか、この要領の定めるところによるものとする。

（目的）

第2条

介護サービスの需要が高まる一方、生産年齢人口の減少が見込まれる中で、介護人材の確保を促進していく必要がある。このような現状を踏まえ、ICT 機器等の介護テクノロジーの導入や定着を支援することにより、介護職員等の負担軽減を図り、介護現場の働く環境や魅力を向上させることを目的とする。

（交付の対象者）

第3条

補助金の交付の対象者は、福井県内で介護保険法上の指定または許可を受けた事業所で、ICT 機器等を新たに導入等を実施し、別表1に掲げる要件を満たす者（以下、「補助事業者」という。）とする。

（ICT 機器等の対象範囲）

第4条

補助金の対象となる ICT 機器等は、別表2第1欄、別表3および別表4に掲げる要件等を満たすものとする。

（補助対象経費）

第5条

補助金の対象経費は、別表2第2欄および別表4に掲げるとおりとする。ただし、以下に該当する経費は補助の対象としない。

ア 消費税および地方消費税

イ 保険料

ウ 機器のメンテナンスに要する経費

エ 交付決定前に購入またはレンタル、リース契約を締結したもの

なお、上記エについて、国の考え方にに基づき、県が別に事前承認した日以降に購入等

- したものは、補助対象経費とすることができる。
- オ 導入翌年度以降のレンタル、リースに要する経費
 - カ その他本事業として適当と認められない経費

(補助額等)

第6条

補助金の交付額は、別表2第4欄に掲げるとおりとする。

(補助金交付申請)

第7条

補助金の交付を受けようとする者は、以下のとおり補助金交付申請書に関係書類を添えて、別に知事の定める期日までに提出しなければならない。

- ・必要提出書類
 - (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
 - (2) 業務改善計画書
 - (3) 補助金所要額調書
 - (4) 事業所の職員数(勤務形態一覧表)が分かる書類
 - (5) 県税の納税状況の確認に関する書類
 - (6) 消費税、地方消費税および法人税の納税証明書
 - (7) 債権債務者登録申請書(新規申請、登録内容に変更ある場合に提出が必要)
 - (8) その他知事が必要と認める書類(補助対象経費が分かる見積書等)

(補助金の交付決定)

第8条

知事は、前条の申請書の提出を受けた場合、予算の範囲内で交付する補助事業者を決定し、交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(交付の条件)

第9条

補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。

- 1 補助事業者は、計画変更等の補助対象事業の内容変更(補助事業の中止または廃止を含む。)をする場合または補助対象事業に要する経費の変更(補助金の交付決定額の20%以内の減額による変更および補助目的の変更がない軽微な変更の場合を除く。)をする場合には、補助金変更承認申請書(様式第2号)により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的の達成および事業の効率的な執行に支障を及ぼさない細部の変更は除くものとする。
- 2 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合または補助対象事業の遂行が困難になった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

- 3 知事は、補助事業者が購入により導入した ICT 機器を 3 年を経ずして処分した場合、または ICT 機器をレンタル、リースにより導入した場合で、その契約を 3 年を経ずして解除した場合は、既に交付を行った補助金の全額を返還させることができる。ただし、レンタル、リースにより導入した ICT 機器を購入するために当該 ICT 機器に係る契約を解除した場合は、この限りでない。
- 4 他の補助金等で措置されているものは、本事業の対象としない。
- 5 補助事業者は、当該事業中や事業完了後に、県が本事業の成果や効果の報告を求めた場合には、直ちに具体的な報告を行うものとする。
- 6 補助事業者は、事業完了後、その効果を県内の介護施設等に広く広めるため、他施設からの見学や県が行う広報活動、研究等に協力しなければならない。
- 7 補助事業者は、「科学的介護情報システム」による情報収集に協力しなければならない。
- 8 その他、介護テクノロジー定着支援事業実施要綱の規定に基づくこととする。

(実績報告書の提出)

第 10 条

第 8 条の規定により交付決定を受けた補助事業者は、事業完了日から 1 か月を経過した日、または令和 7 年 2 月末日のいずれか早い日までに、下記のとおり実績報告書に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。なお上記の期日までの提出が難しい場合は、補助事業者と協議の上、別途知事が定める日とする。

・必要提出書類

- (1) 補助金実績報告書 (様式第 3 号)
- (2) 補助金精算額調書
- (3) ICT 機器等に係る契約書 (注文請書等)、納品書、工事完了報告書、請求書等の写し
- (4) ICT 機器等に係る領収書または振込控え等の写し
- (5) ICT 機器等の写真
- (6) その他知事が必要と認める書類

(額の確定)

第 11 条

知事は、補助事業者より前条の実績報告書の提出を受け、その内容を審査し、適正であると認めたときは、国の額の確定に基づき、額の確定通知 (様式第 8 号) により補助金額の確定を行う。

(補助金の請求)

第 12 条

補助事業者は、知事が別に定める期日までに補助金交付請求書 (様式第 4 号または様式第 5 号) を知事に提出するものとする。また、知事は、当該請求書の提出を受けた場合には、

その内容を審査し、適正であると認めるときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(交付決定の取消)

第13条

知事は、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、第8条の規定により交付決定を行った補助金の全部または一部を取り消すことができるものとする。

附則

この要領は、令和2年10月30日から施行する。ただし、新型コロナウイルス感染症感染対策で業務改善を目的としたものについては、令和2年4月1日から適用する。

この要領は、令和3年6月7日から施行する。ただし、新型コロナウイルス感染症感染対策で業務改善を目的としたものについては、令和3年4月1日から適用する。

この要領は、令和4年7月27日から施行する。ただし、新型コロナウイルス感染症感染対策で業務改善を目的としたものについては、令和4年4月1日から適用する。

この要領は、令和5年8月17日から施行する。

この要領は、令和6年8月13日から施行する。

なお、令和6年8月12日以前に交付決定された事業については、従前の例による。

この要領は、令和6年11月1日から施行する。